

大 津 市 地 域
循 環 型 社 会 形 成 推 進 地 域 計 画 (第 3 期)

平 成 28 年 12 月

大 津 市

目次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
（1）対象地域	1
（2）計画期間	1
（3）基本的な方向	1
（4）広域化の検討状況	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
（1）一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状	3
（2）生活排水の処理の現状	4
（3）一般廃棄物（ごみ）等の処理の目標	5
（4）生活排水処理の目標	6
3 施策の内容	7
（1）発生抑制、再使用の推進	7
（2）処理体制	9
（3）処理施設等の整備	12
（4）施設整備に関する計画支援事業	13
（5）その他の施策	14
4 計画のフォローアップと事後評価	15
（1）計画のフォローアップ	15
（2）事後評価及び計画の見直し	15

添付書類

添付資料1 対象地域図	16
添付資料2 生活排水処理施設整備計画図	17
添付資料3 目標の設定に関するグラフ等	18
添付資料4 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ	19
添付資料5 分別区分説明資料	21
添付資料6 現有処理施設の概要	22
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	23
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	26
様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	27
参考資料様式1 施設概要（リサイクル施設系）	29
参考資料様式2 施設概要（高効率ごみ発電施設系）	31
参考資料様式5 施設概要（浄化槽系）	33
参考資料様式6 計画支援概要	34

大津市地域 循環型社会形成推進地域計画(第3期)

大 津 市

平成28年12月策定

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：大津市

面積：464.51km²

人口：342,163人（平成28年 4月1日現在）



図1 大津市の位置

(2) 計画期間

本計画は、平成29年4月1日から平成35年3月31日までの6年間を計画期間とする。なお、計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直す。

(3) 基本的な方向

大津市では、平成23年3月に一般廃棄物処理基本計画を改正し、また平成28年3月には同(後期計画)を策定した。同計画においては、「HEART」(H:heart心、E:environment環境、A:action行動、R:recycle循環、T:together協働TotalSystem総合システム)に込めた理念のもと、一人ひとりがごみ処理に関して、ごみマナー厳守をはじめとする“心ある行動”を徹底し、資源循環型社会をめざし、常に環境への負荷低減を考える心を持って行動していくこととしている。

また、ごみ減量と資源再利用推進会議をはじめ、NPO・ボランティア団体、事業者・行政など全ての者の協働によって構築していくことを基本理念としている。

この基本理念に基づき、大津市においては3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととする。

- ごみに対して徹底した“心ある行動”を実践していく【発生段階での対策】
- 更に充実した資源循環の仕組みの構築【排出段階での対策】
- 資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践【収集運搬・処理処分での対策】

基本理念、3つの基本方針に基づき、目標達成のために実践する主要な施策は、大津市

が主体となって実施する行政計画である。しかしながら、資源循環と環境への負荷低減を実現するには、一人ひとりがライフスタイルを「意識的に変える」ことや継続的に実践することにより、大きな目標に到達することが可能となる。したがって、ごみ排出量に関する目標をはじめとする各種目標値を達成するためには、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場からできることを実践していく必要がある。

これらのことから、減量化・資源化目標値として、ごみ排出量に関する目標(Reduce、Reuse)、資源化に関する目標(Recycle)、最終処分に関する目標を定め、総合的に施策を推進していく。

また、生活様式の変化に伴って問題化した生活排水による水質汚濁対策については、公共下水道の整備をはじめとする様々な施策を実施し一定の成果をあげてきた。しかしながら、生活排水処理率が100%に至っていないことから、計画的かつ総合的に生活排水対策を推進し、生活排水処理率の向上を目指す。

とりわけ、下水道計画区域外等の地域については、浄化槽の整備を進める。

(4) 広域化の検討状況

平成11年3月に滋賀県が策定した「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」では、大津市は大津・志賀ブロックとして2焼却施設計画(案)となっており、大津市では、この広域化計画に則り、集約化を図るため現焼却施設周辺住民への説明及び意見交換を行ってきたところである。今後も引き続き、2焼却施設体制で事業を推進する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状

大津市の平成27年度の一般廃棄物の排出量、処理量のフローは図2のとおりである。

集団回収量も含めた排出量は約10万6千トンであり、再生利用される総資源化量は約1万8千トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみの排出量（集団回収量含む）））は約17%である。

中間処理による減量化量は約7万6千トンであり概ね8割が減量化されている。なお、中間処理のうち焼却処理量は約17万1千トンである。

また、集団回収量を除いた排出量の約12%にあたる約1万1千トンが埋め立て処分されている。

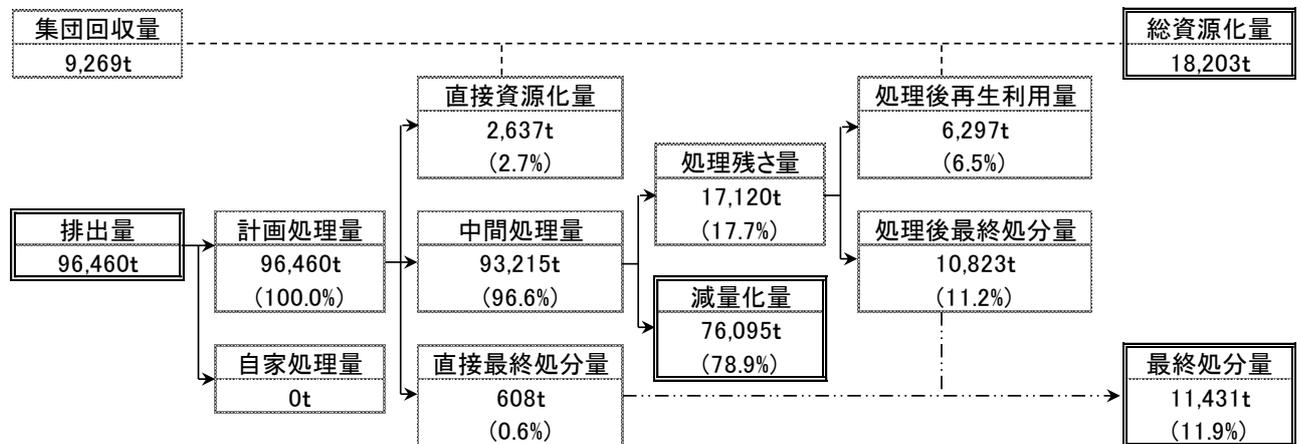


図2 一般廃棄物（ごみ）等の処理状況フロー（平成27年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成27年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で342,369人であり、水洗化人口は、331,667人、生活排水処理率は96.9%である。

し尿発生量は5,875k1/年、浄化槽汚泥発生量は、8,374k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は、14,249k1/年である。

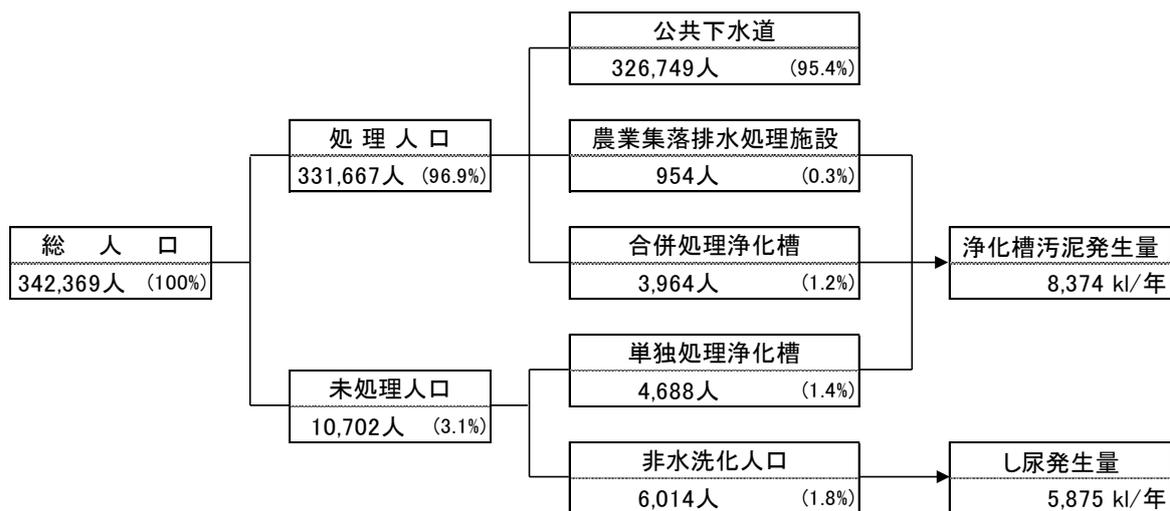


図3 生活排水の処理状況フロー（平成27年度）

(3) 一般廃棄物（ごみ）等の処理の目標

大津市では、平成25年9月に「大津市ごみ減量実施プラン」を策定し、それに基づき平成26年1月から紙ごみの分別収集を、平成26年4月からびんの色別収集を開始しており、今後も継続して資源化を推進する。さらに、その他の発生抑制、資源化の取り組みも継続して実施することにより、表1及び図4に示した目標量の達成を目指す。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状（割合 ^{※1} ） （平成27年度）	目標（割合 ^{※1} ） （平成35年度）
排出量	事業系 総排出量	27,213トン	26,451トン（-2.8%）
	1事業所当りの排出量 ^{※2}	2.2トン/事業所	2.1トン/事業所（-4.5%）
	家庭系 総排出量	69,247トン	65,937トン（-4.8%）
	1人あたりの排出量 ^{※3}	202kg/人	195kg/人（-3.5%）
	合計 事業系家庭系排出量合計	96,460トン	92,388トン（-4.2%）
再生利用量	直接資源化量	2,637トン（2.7%）	7,016トン（7.6%）
	総資源化量	18,203トン（18.9%）	18,448トン（20.0%）
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	—	16,000MW
減量化量	中間処理による減量化量	76,095トン（78.9%）	73,546トン（79.6%）
最終処分量	埋立最終処分量	11,431トン（11.9%）	10,145トン（11.0%）

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 $(1 \text{ 事業所当りの排出量}) = (\text{事業系ごみの総排出量}) - (\text{事業系ごみの資源ごみ量}) / (\text{事業所数})$

※3 $(1 \text{ 人 当 り の 排 出 量}) = (\text{家庭系ごみの総排出量}) - (\text{家庭系ごみの資源ごみ量}) / (\text{人口})$

《指標の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位:トン〕

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位:トン〕

熱 回 収 量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位:MWh〕

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位:トン〕

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量〔単位:トン〕

比率は、計画処理量に対する割合

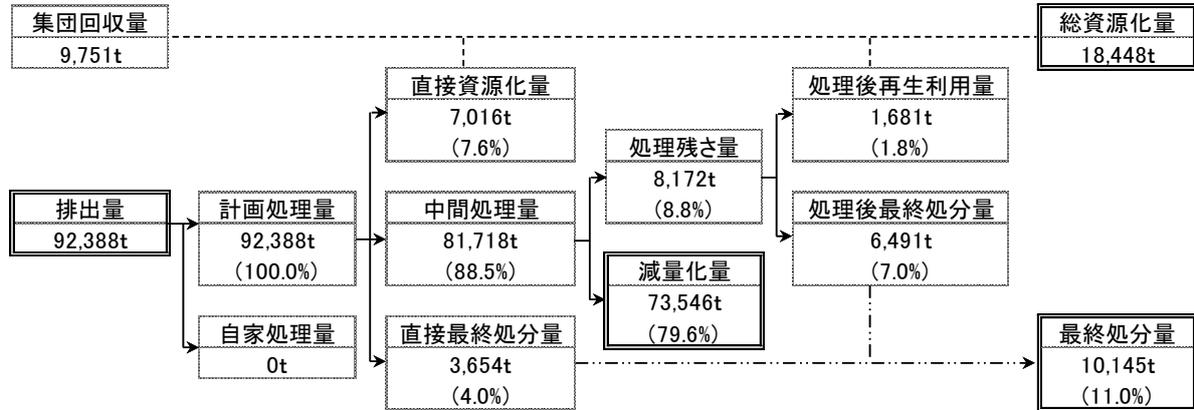


図4 目標達成時の一般廃棄物（ごみ）等の処理状況フロー（平成35年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		現状(平成27年度)		現状(平成35年度)	
処理形態別人口	公共下水道	326,749人	(95.4%)	324,093人	(96.0%)
	農業集落排水処理施設	954人	(0.3%)	0人	(0.0%)
	合併処理浄化槽	3,964人	(1.2%)	3,929人	(1.2%)
	未処理人口	10,702人	(3.1%)	9,478人	(2.8%)
	合計	342,369人		337,500人	
汚し尿の量	汲み取りし尿量	5,875kL		4,942kL	
	浄化槽汚泥量	8,374kL		8,490kL	
	合計	14,249kL		13,432kL	

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

1) 各種持参運動の推進、容器包装ごみの減量推進（施策番号11）

レジ袋の更なる削減に向けて、市民に対してマイバッグの持参を継続して呼びかけるほか、ごみとなる使い捨ての割り箸、紙コップなどを使わない意識を育てるため、各種持参運動を推進し、マイはしやマイカップなどの持参物の使用を推奨する意識の醸成を事業所に働きかける。

2) 過剰包装お断り運動の推進（施策番号12）

不必要な過剰包装を断るほか、個包装の商品の購入を控えるなど、包装の簡素化を推進することで、市民及び事業者の減量化意識を育むとともに、分別が困難な容器包装が販売されるようになってきていることから、購入に際しての注意や配慮を呼びかける。

3) フードロス削減運動の推進（施策番号13）

生ごみの減量に向けて、未利用食品を出さないよう計画的に買い物する、安いからといって買いすぎない、料理は適量を作る、皮や芯を過剰に取り除かない、食べ残しをしないなどの意識を啓発する運動を「フードロス削減運動」として、市民への情報提供や呼びかけを推進する。

4) リユースの推進（施策番号14）

平成27年度に見直したごみ処理基本計画に基づき設置されたリユースセンター(現リサイクルセンター木戸)において、リユース品を譲り受け・譲り渡しができるコーナーを常設しているが、この取り組みを市内に広げ、支所などを活用したコーナーの出前を実施するとともに、リユース品の抽選会を行うイベントを開催するなど、リユース意識の浸透を図る。

5) 水切り運動の推進（施策番号15）

水切り袋に入った生ごみをそのまま出すのではなく「もう一絞り」する、濡れた生ごみは乾かしてから捨てる、調理の際には最初から濡らさないようにするなど、家庭生活の中でできる水切りの工夫を広報するとともに、店頭での周知啓発や水切り器具の紹介、アンケートの実施などを通じて広く意識の浸透を図る。また、生ごみの水切りは焼却ごみ質の改善やダイオキシン類の発生防止にもつながるため、これを含めた周知についても検討する。

6) 集団資源回収の促進（施策番号16）

大津市では回収量に応じた補助を行っているが、平成26年から始めた紙ごみ行政回収と合わせてもその回収量は減少傾向にあることから、広報の充実や雑がみ回収の促進、指定回収業者との連携、補助単価の見直しなどを通じて集団資源回収の活性化と

回収量増を図る。

なお、対象品目である古布とアルミ缶の回収量は少なくなっており、アルミ缶については集積所からの資源物の持ち去り防止の観点からも実施団体の拡充を呼びかけていく。また、小型家電など新たな対象品目の拡充についても検討していく。

7) 店頭回収の推進（施策番号17）

ペットボトルや食品トレイ、牛乳パックなどの店頭回収は、消費者が購入時に持参することで効率的な資源回収が可能であるため、市民に配布するガイドブックの記載など広報の充実により店頭回収を推進する。

8) 拠点回収の拡充、店頭回収の推進（施策番号18）

現在支所や学校で実施している牛乳パック、乾電池のほか、廃食油や蛍光灯、古着、古布などについて、拠点回収の手法を検討する。

使用済みの蛍光灯や電球などは、購入時に引き換え回収する店舗もあるため、協力店舗をホームページやごみ分別アプリ等において掲載し、店頭回収のより一層の浸透を図る。

9) イベント回収の実施（施策番号19）

小型家電や古着のように品目や種類が明確な物について、資源化業者が直接買い上げる場合もあるため、資源化業者とイベント事業者又は店舗等と協議を行い、日時と場所を特定したイベント回収の実施を検討する。

10) 小型家電製品の宅配回収（施策番号20）

小型家電リサイクル法の認定事業者が宅配便を利用して使用済パソコンや小型家電を有料回収しており、本市との連携（協定締結及び広報周知）によりパソコンを含むサービス利用料金が無料となる可能性があることから、収集や施設での処理によらない方法を検討する。

11) 多量排出者事業者に対する減量計画の徹底（施策番号21）

事業系ごみを多量に発生させることが見込まれる事業者に発生抑制、資源化、適正な処理についての指導及び助言を行うため、一定広さ以上の建築物の所有者又は管理者に対して「事業系廃棄物管理責任者」の選任と「事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書」の提出を毎年求め、必要に応じて訪問指導等を実施する。

12) 生ごみ減量化の推進（施策番号22）

事業所に「天津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」を配布し、事業活動に伴い生じる加工残渣、売れ残り商品、調理くず、食べ残り商品などの発生抑制や業務用生ごみ処理機の導入による食品廃棄物の自家処理又は食品リサイクルによる再生利用の

協力を求めるとともに、学校給食調理場や市民病院などの公共施設にあつては、民間事業者に先がけてその実施を検討していく。

1 3) 生活排水対策（施策番号23）

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、適正な浄化槽の維持管理についての広報活動の強化を引き続き図る。

(2) 処理体制

1) 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法については、表3のとおりである。

その他プラスチック製容器包装ごみの分別収集について、平成19年2月から、容器包装リサイクル法に基づく「その他のプラスチック製容器包装」ごみの袋類、パック・カップ類、プラスチックボトル類の三品目に限り、定期収集による分別収集を開始し、平成21年10月から収集対象を全品目に拡大した。また、紙ごみの分別収集について、平成26年1月から開始しており、家庭ごみにおけるびんの色別収集については、平成26年4月から開始するとともに、大型ごみ等の施設への搬入量制限を実施した。

今後は、既存施設の老朽化に伴う施設更新により、熱回収施設及びリサイクル施設を整備し、分別収集の徹底・資源回収の促進を進める。

さらに、施設整備に当たっては、特にサーマルリサイクルを考慮し、発電を主にエネルギー回収効率の高い施設作りを目指す。

2) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、施設への家庭系大型ごみの搬入制限に伴い、家庭ごみを偽った事業者による搬入が防がれることになったことや、産業廃棄物の徹底排除により事業系の大型ごみの搬入量は大幅に減少している。

また、平成26年度からマニフェスト制度を導入し、排出事業者、ごみ種、排出量等が明確に確認できることになったことなど、排出事業者に対する意識の啓発や収集運搬業者による不適正処理を防止している。また、マニフェストの正しい運用について指導を行っていく。

今後も他都市の動向等を踏まえ、必要に応じて排出抑制施策について検討する。

3) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

一般廃棄物と産業廃棄物の分別及び分離が困難な「併せ産業廃棄物」については、処理施設に支障が生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認めた場合のみ、事前協議を義務づけ受け入れることとしているが、現在は処理施設の老朽化に伴い処理が困難な状況である。施設建替後は、その判断基準を明確にするなど、必要に応じて見直しを行う。

4) 生活排水処理の現状と今後

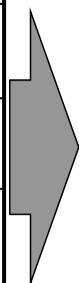
生活排水の処理について、下水道整備計画区域外及び下水道が整備されていない人口散在地域において、引き続き浄化槽の整備を進めていく。し尿及び浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後に焼却し、焼却灰については適正に埋立処分している。今後、下水道整備により、収集量の減少がさらに見込まれることから、経済的で効率的な処理について検討していく。

5) 今後の処理体制の要点

- ◇ 既存施設の老朽化に伴う施設更新により、熱回収施設及びリサイクル施設の整備を行う。
- ◇ 事業系一般廃棄物を排出事業者に対し、産業廃棄物の徹底排除などの意識啓発や、収集運搬事業者による不適正処理防止などマニフェスト制度を活用するなどにより適正処理を推進する。

表3 大津市地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成27年度)						
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分
			一次処理	二次処理		
その他プラスチック	資源化	圧縮・梱包	大津市北部クリーンセンター 容器包装リサイクル施設	指定法人	1,341	その他プラスチック
燃やせるごみ	焼却	焼却	大津市環境美化センター	埋立	30,076	燃やせるごみ
			大津市北部クリーンセンター 焼却施設	埋立	28,406	
燃やせないごみ	破立・埋	破碎・埋立	大津市大田廃棄物最終処分場	埋立	1,060	燃やせないごみ
			大津市北部廃棄物最終処分場	埋立	1,071	
ペットボトル	資源化	圧縮・梱包	大津市大津クリーンセンター 再資源化施設	指定法人	356	ペットボトル
			大津市北部クリーンセンター 資源化施設	指定法人	283	
びん	資源化	手選別	大津市大津クリーンセンター 再資源化施設	資源化	737	びん
			大津市北部クリーンセンター 選別設備	資源化	664	
かん	資源化	圧縮	大津市大津クリーンセンター 再資源化施設	資源化	299	かん
			大津市北部クリーンセンター 選別設備	資源化	221	
古紙 (集団回収)	資源化	(売却)		資源化	8,869	古紙 (集団回収)
紙ごみ		(売却)		資源化	2,637	紙ごみ
牛乳パック		(売却)		資源化	17	牛乳パック
乾電池		委託	委託	資源化	54	乾電池
大型ごみ	複合	破碎分別ほか	大津市大津クリーンセンター 破碎施設	焼却・資源化等	871	大型ごみ
			大津市北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設破碎設備	焼却・資源化等	615	



今 後 (平成35年度)						
分別区分	処理方法		処理施設等		処理量見 込み (トン)	分別区分
			一次処理	二次処理		
その他プラスチック	資源化	圧縮・梱包	大津市北部クリーンセンター 容器包装リサイクル施設	指定法人	1,550	その他プラスチック
燃やせるごみ	焼却	焼却	大津市環境美化センター	埋立	28,648	燃やせるごみ
			大津市北部クリーンセンター 焼却施設	埋立	27,057	
燃やせないごみ	破立・埋	破碎・埋立	大津市大田廃棄物最終処分場	埋立	949	燃やせないごみ
			大津市北部廃棄物最終処分場	埋立	960	
ペットボトル	資源化	圧縮・梱包	大津市環境美化センター 再資源化施設	指定法人	393	ペットボトル
			大津市北部クリーンセンター 資源化施設	指定法人	311	
びん	資源化	手選別	大津市環境美化センター 再資源化施設	資源化	804	びん
			大津市北部クリーンセンター 選別設備	資源化	723	
かん	資源化	圧縮	大津市環境美化センター 再資源化施設	資源化	328	かん
			大津市北部クリーンセンター 選別設備	資源化	243	
古紙 (集団回収)	資源化	(売却)		資源化	9,751	古紙 (集団回収)
紙ごみ		(売却)		資源化	2,534	紙ごみ
牛乳パック		(売却)		資源化	13	牛乳パック
乾電池		委託	委託	資源化	56	乾電池
大型ごみ	複合	破碎分別ほか	大津市環境美化センター 破碎施設	焼却・資源化等	801	大型ごみ
			大津市北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設破碎設備	焼却・資源化等	566	

※現状(平成27年度)と今後(平成35年度)で、ごみの分別区分の変更は予定していない。

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(3) 処理施設等の整備

1) 廃棄物処理施設の整備 (施策番号 1、2、3、4)

上記 (2) の分別区分および処理体制で処理を行うため、表 4 のとおり、必要な処理施設の整備を行う。

表 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	大津市環境美化センター (高効率ごみ発電施設)整備事業	175 t / 日	滋賀県大津市 膳所上別保町 785-1 他	H29～ H34
2	マテリアルリサイクル推進施設	大津市環境美化センター (リサイクル施設)整備事業	19 t / 日	滋賀県大津市 膳所上別保町 785-1 他	H30～ H31
3	高効率ごみ発電施設	大津市北部クリーンセンター (高効率ごみ発電施設)整備事業	175 t / 日	滋賀県大津市 伊香立北在地町 272 他	H31～ H34
4	マテリアルリサイクル推進施設	大津市北部クリーンセンター (リサイクル施設)整備事業	19 t / 日	滋賀県大津市 伊香立北在地町 272 他	H29～ H33

(整備理由)

- 事業番号 1 既存ごみ焼却施設の老朽化、エネルギー回収、有効利用の促進
 事業番号 2 既存リサイクル施設の老朽化、再生利用の推進、資源回収、有効利用の促進
 事業番号 3 既存ごみ焼却施設の老朽化、エネルギー回収、有効利用の促進
 事業番号 4 既存リサイクル施設の老朽化、再生利用の推進、資源回収、有効利用の促進

2) 合併浄化槽の整備 (施策番号 5)

合併浄化槽の整備については、表 5 のとおり行う。

表 5 合併浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済基数 (基) (平成 27 年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	17	102	600	H29～H34

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	環境美化センター整備事業（事業番号1・2）に係る事業者選定のための発注支援	事業者選定の発注支援	H29
32	北部クリーンセンター整備事業（事業番号3・4）に係る事業者選定のための発注支援	事業者選定の発注支援	H29

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

1) 分別の徹底と啓発強化（施策番号 41）

ガイドブックや「分け方・出し方」パンフレット、ごみ分別アプリ、ホームページ、広報紙を通じて家庭系ごみの分別について繰り返し啓発を実施し、分別基準についてさらなる周知徹底を図るにより、燃やせるごみから資源ごみへ移行させる。(チラシ・折込広告、雑誌、カタログ・パンフレット、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、透明・茶色ガラスびん、スチール缶)

2) 持ち去り業者対策の強化（施策番号 42）

アルミかんや紙ごみ、不燃物内の資源物を集積所から持ち去る業者が増加しているため、職員による巡回パトロールを行うほか、地域住民による監視やパトロールと連携して指導を行い、地域からの持ち去り業者排除を推進する。なお、集団資源回収で集められた資源物は有価物であり、持ち去り行為は違法となることから、地域の自己防衛措置としての観点からも集団資源回収の取り組みを推奨する。

3) 不適正排出の排除、産業廃棄物の排除（施策番号 43）

「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」を配布するほか、ホームページなどを通じて一般廃棄物と産業廃棄物との明確な区分等について情報提供を実施するとともに、施設におけるマニフェストの確認や目視での検査、搬入物の展開調査を定期的に行うことで、不適正排出の排除及び産業廃棄物の排除を行う。

4) 不法投棄対策の徹底（施策番号 44）

不法投棄のパトロールや各種調査データの検証を元に、監視体制を整備する一方で、早期発見による再発防止のため、ごみ分別アプリによる通報機能の活用に努める。啓発看板と併せてウェブカメラを増設するなど、効率的な対策と強化を図る一方で、違反者には警察への通報や法律に基づく処分を求めるなど、市として対策強化と徹底の姿勢を明確にする。

5) 災害廃棄物の処理（施策番号 45）

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害によるごみ処理施設の被災などに備えて、近隣自治体との連携体制を構築するとともに、大規模災害時に多量に発生することが想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を整備する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

大津市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて滋賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

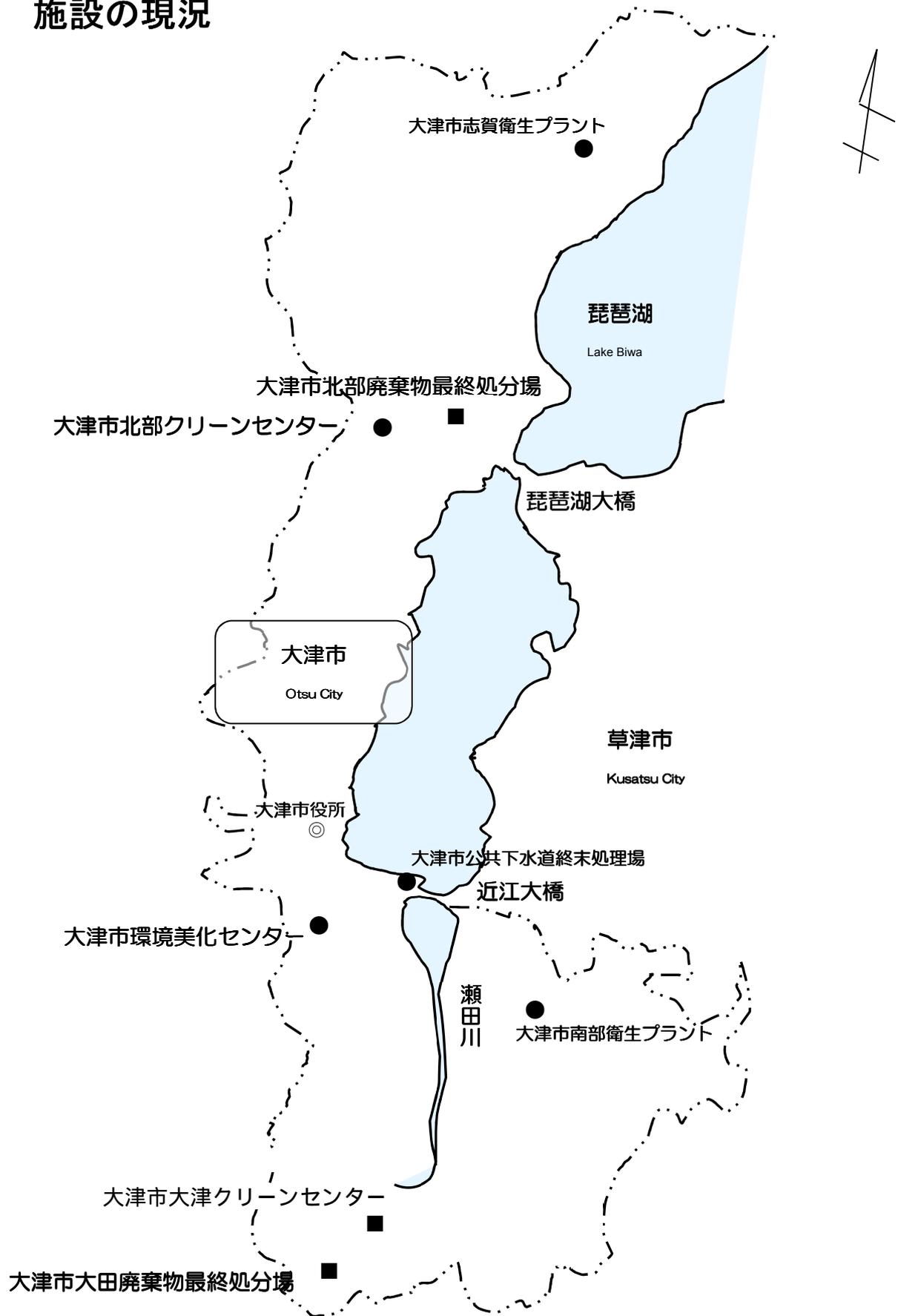
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

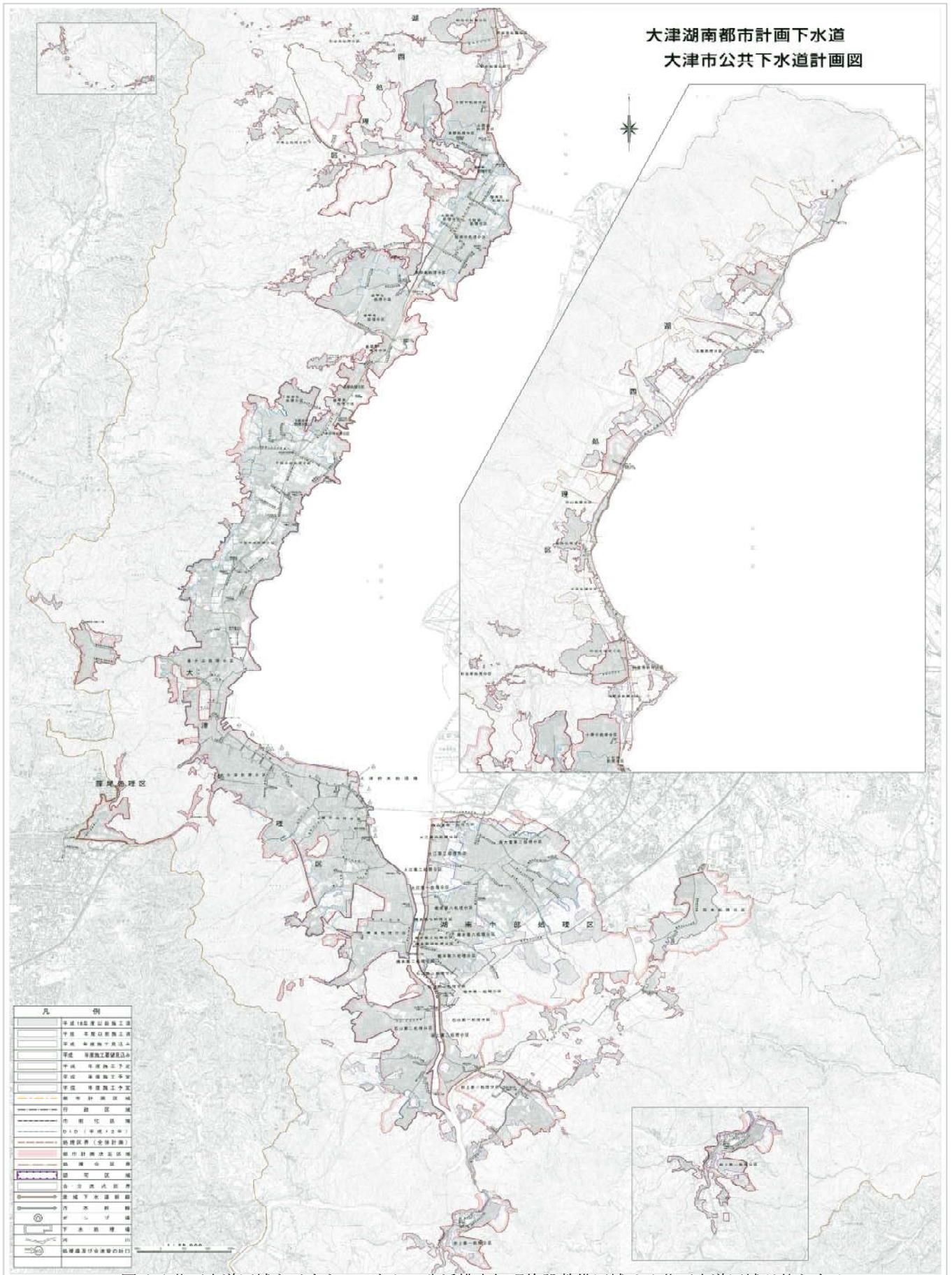
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料

施設の現況

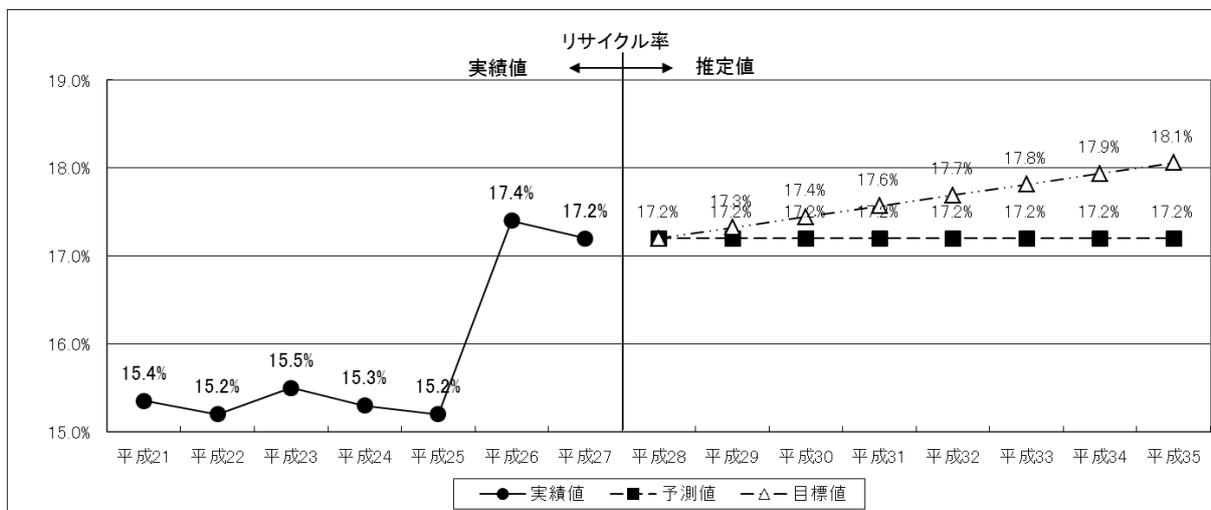
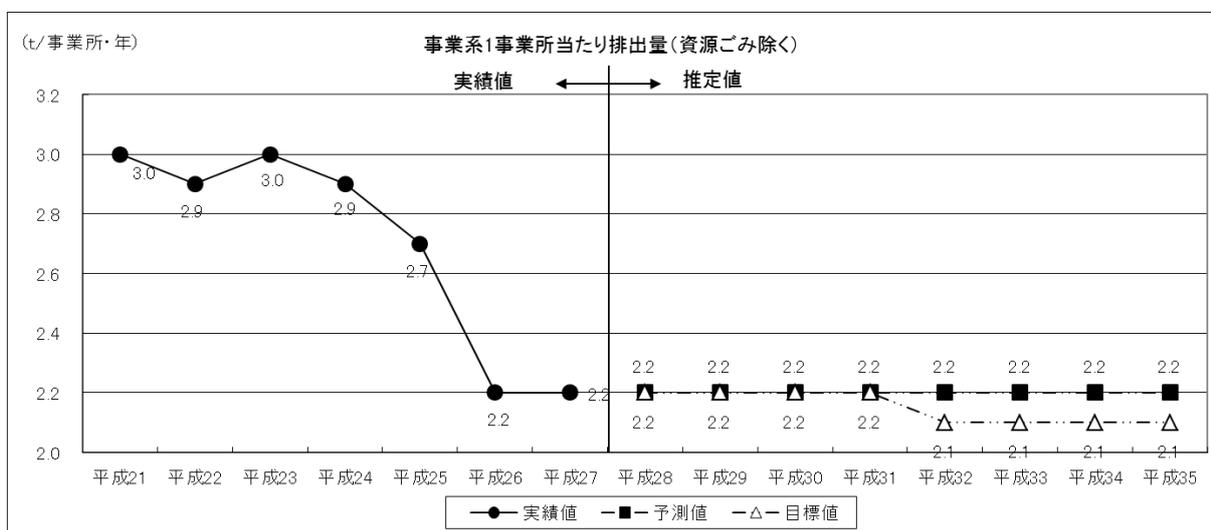
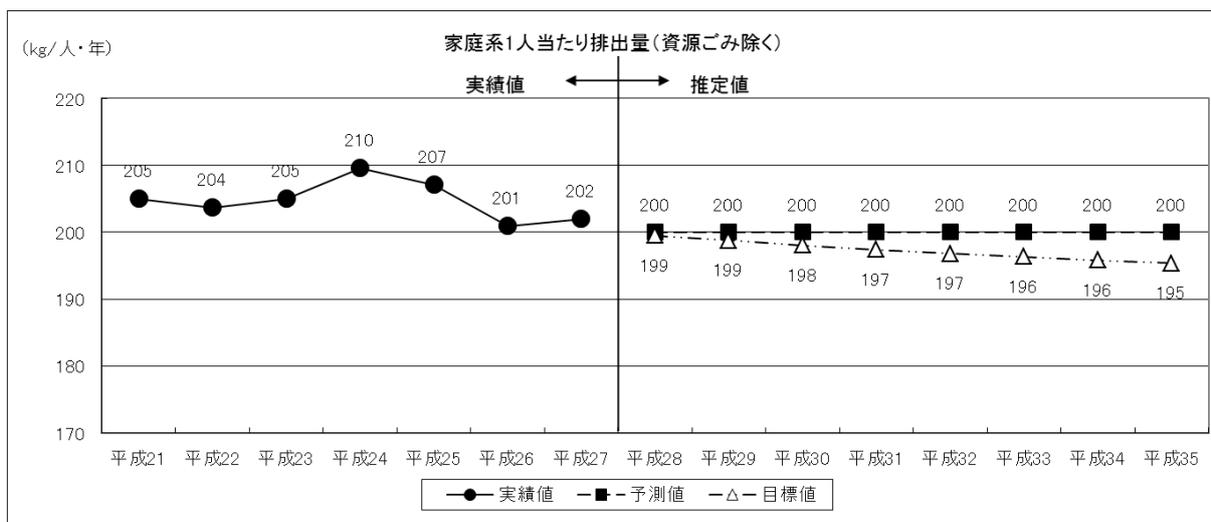


添付資料-2 生活排水処理施設整備計画図

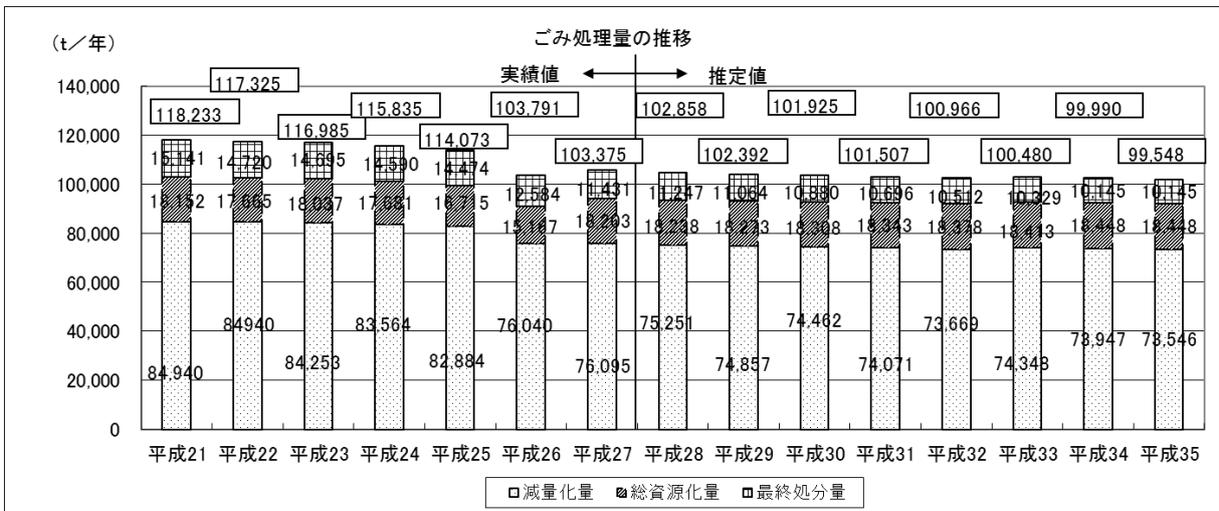
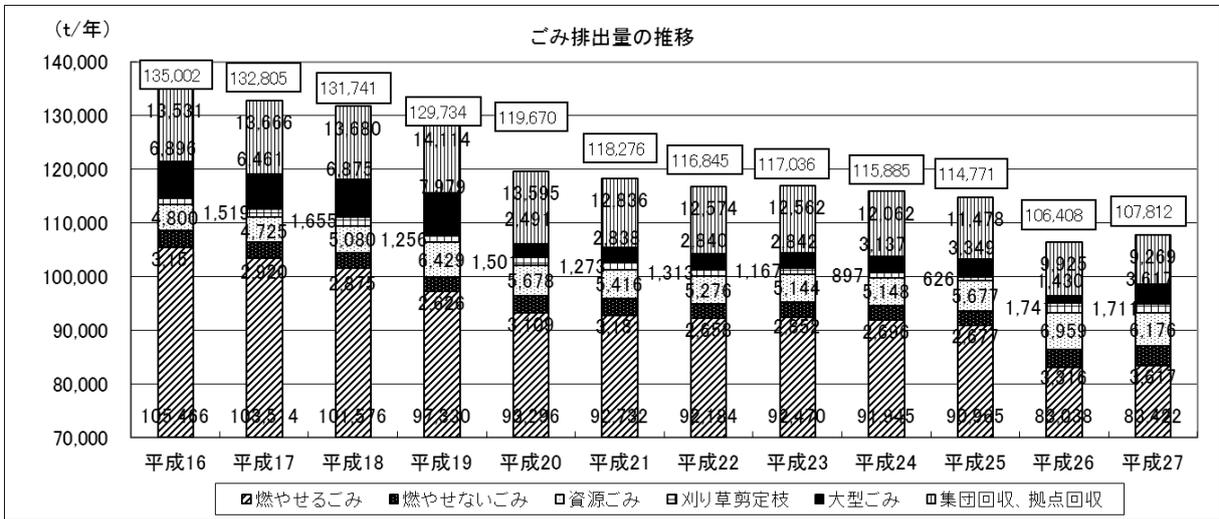
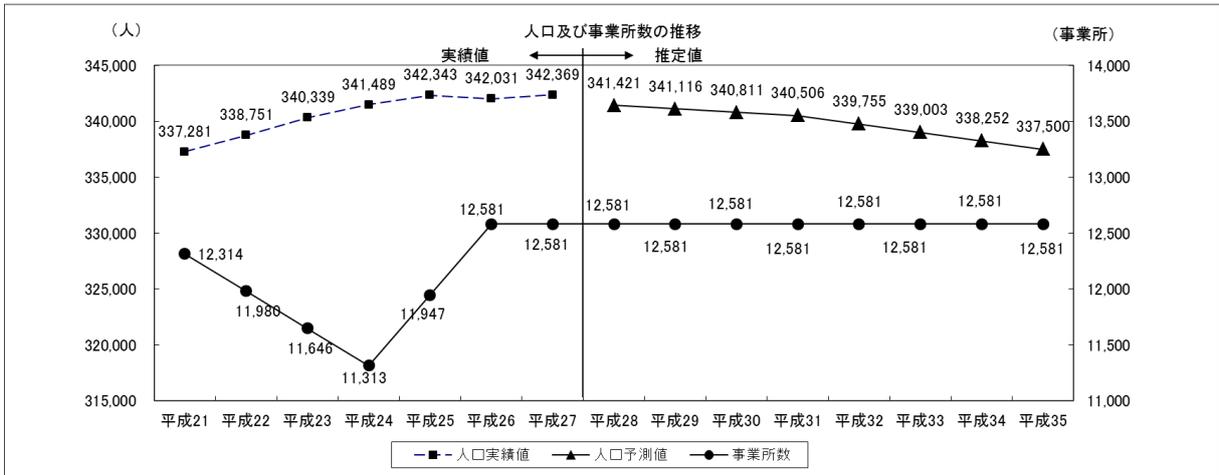


図は公共下水道区域を示すものであり、生活排水処理施設整備区域は公共下水道区域以外とする。

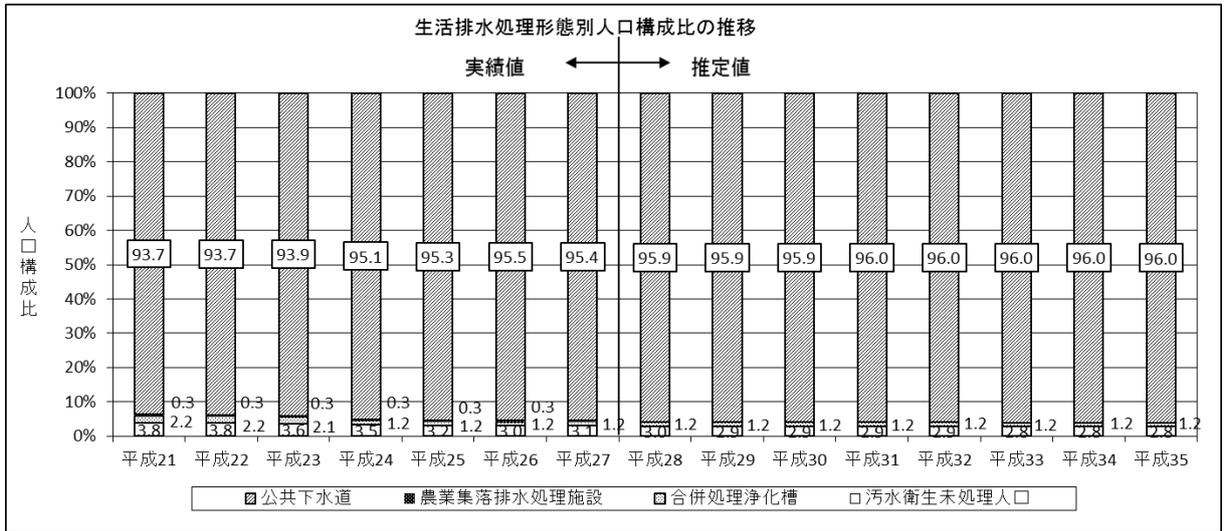
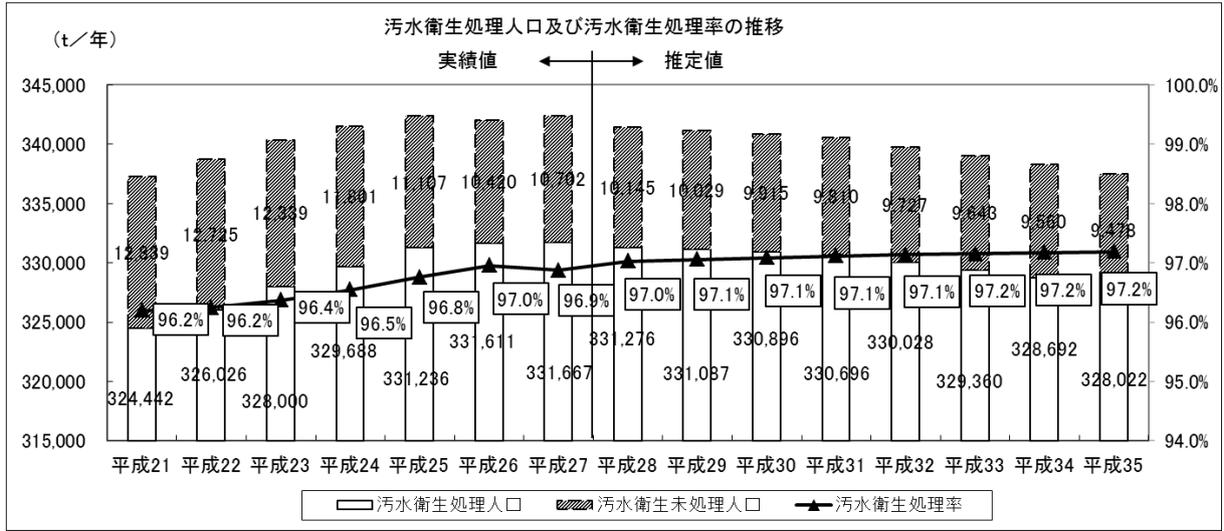
添付資料-3 目標の設定に関するグラフ類



添付資料-4(1) 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



添付資料-4(2) 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



添付資料-5 分別区分説明資料

■収集・運搬の現状

分別区分		排出容器	排出先	収集頻度	収集体制	備考	
燃やせるごみ	生ごみ、ゴム・皮革製品、繊維類、木質ごみ、草、プラスチック類、汚れたプラスチック製容器包装、資源化できない紙類、その他(カイロ、湿布、乾燥剤等)	指定透明袋	ステーション	週2回	委託		
燃やせないごみ	陶磁器類、ガラス類、電球・蛍光灯、小型家電製品、小型金属類、透明・茶色以外のびん、化粧品等の飲料以外のびん、その他(傘、刃物、電気コード等)	指定透明袋	ステーション	月1回	委託		
資源ごみ	かん	缶詰、菓子缶、ミルク缶、飲料用のアルミ缶・スチール缶、スプレー缶・エアゾール缶、カセットコンロ用ボンベ	指定透明袋	ステーション	月2回	委託	昭和57年度～
	びん	飲料用、食料用、調味料用のガラスびん	指定透明袋	ステーション	月1回		昭和57年度～
	ペットボトル	飲料、酒類、醤油、みりん等の容器	指定透明袋	ステーション	月2回		平成11年度～
	プラスチック製容器包装	プラマークのあるもので汚れていないもの	指定透明袋	ステーション	週1回		平成19年2月～
	紙ごみ	新聞、段ボール、雑誌・雑がみ(菓子の箱、ティッシュの箱、ノート、メモ、包装紙、はがき、封筒等)	ひも結束	ステーション	月2回		平成26年1月～
	乾電池	乾電池	回収容器	拠点回収	随時		昭和60年度～
	牛乳パック	牛乳パック	回収容器	拠点回収	随時		平成2年度～
大型ごみ	電気・ガス・石油・暖房器具類、家具・寝具類、趣味・娯楽用品類、乗物・乳幼児用品類、その他	手数料券付	戸建住宅：玄関、門の脇、受付時に指定された場所 集合住宅：受付時に指定された場所	随時	委託 (ふとん類は直営)	平成20年1月～	
法定リサイクル	家電リサイクル品、パソコンリサイクル						
収集・持込できないごみ	産業廃棄物、バッテリー、タイヤ、自動車及び部品、ピアノ等						

■ごみ処理手数料

区分		内容
大型ごみ	家庭系	300円/個～2,400円/個
持ち込み手数料	家庭系	100円/10kg
	事業系	180円/10kg

添付資料-6 現有施設の概要

焼 却 施 設		
都市名	大津市	
施設名	大津市北部クリーンセンター 焼却施設	大津市環境美化センター 焼却施設
処理 対象物	大津市北部の燃やせるごみ	大津市南部の燃やせるごみ
処理 能力	170 t/日	180 t/日
型式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式流動床炉
竣工	平成元年	昭和63年
余熱 利用	場内温水利用	場内温水利用

破 碎 施 設		選 別 施 設	
都市名	大津市		大津市
施設名	大津市北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	大津市大津クリーンセンター 破砕施設	大津市北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設 プラスチック容器資源化施設
処理 対象物	大津市北部の大型ごみ	大津市南部の大型ごみ (委託処理)	大津市大津クリーンセンター 再資源化施設
処理 能力	45 t / 5 h	25 t / 5 h	大津市北部のかん・びん・ペッ トボトル 大津市全域のプラスチック容器
型式	横型衝撃せん断式	横型回転式	手選別
竣工	平成3年	昭和58年	手選別
			かん・びん : 平成3年 ペットボトル : 平成10年・15年 プラ容器 : 平成19年
			かん・びん昭和61年 ペットボトル : 平成10年

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成27年度)

1 地域の概要

(1)地域名	大津市地域	(2)地域内人口	342,369	人	(3)地域面積	464.51	k m ²					
(4)構成市町名	大津市	(5)地域の要件	人口	面積	沖繩	離島	奄美	豪雪	山村	半島	通疎	その他
(6)構成市町に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定											
	設立されていない場合、今後の見通し：											

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)										目 標
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成35年度				
排 出 量	事業系 総排出量 (トン)	34,780	32,327	32,451	27,827	27,213	26,451 (H27比 -2.8%)				
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.9	3.0	2.7	2.2	2.2	2.1				
	家庭系 総排出量 (トン)	69,002	71,563	70,903	68,726	69,247	65,937 (H27比 -4.8%)				
	1人当たりの排出量 (kg/人)	204	205	210	201	202	195				
再 生 利 用 量	合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	104,336	104,546	103,890	96,553	96,460	92,388 (H27比 -4.2%)				
熱 回 収 量	直接資源化量 (トン)	4,079 (3.9%)	4,080 (3.9%)	4,055 (3.9%)	3,614 (3.7%)	2,637 (2.7%)	7,016 (7.6%)				
	総資源化量 (トン)	17,665 (16.9%)	18,037 (17.3%)	17,681 (17.0%)	15,167 (15.7%)	18,203 (18.9%)	18,448 (20.0%)				
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	総回収量 (年間の発電電力量 Mwh)	-	-	-	-	-	16,000MWh				
	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	84,414 (80.9%)	84,253 (80.6%)	83,564 (80.4%)	76,040 (78.8%)	76,095 (78.9%)	73,546 (79.6%)				
最 終 処 分 量	埋立最終処分量 (トン)	14,720 (14.1%)	14,695 (14.1%)	14,590 (14.0%)	12,584 (13.0%)	11,431 (11.9%)	10,145 (11.0%)				

《指標の定義》
 排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量
 再生利用量：集回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和
 減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差
 最終処分量：埋立処分された量

様式 1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容						備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)		
リサイクルセンター	大津市	プラスチック製容器包装選別圧縮梱包手選別	有	10(トン/日)	平成19年1月	-	-	-	-	-	-	大津市北部クリーンセンター
	大津市	びん・缶・ペットボトル手選別	有	かん 9 びん 12.0 ペット 2.5 (トン/5h)	昭和61年3月	【廃止】平成35年度	施設の老朽化による廃止	-	-	-	-	大津市大津クリーンセンター再資源化施設
	大津市	ペットボトル手選別	有	1.3(トン/5h) 2.0(トン/5h)	平成10年4月 平成15年1月増設	【更新】平成34年度	施設の老朽化による処理能力の低下	びん・缶・ペットボトル手選別	平成33年度	かん 1.5 びん 4.0 ペット 2.0 (トン/5h)	-	大津市北部クリーンセンター
	大津市	-	-	-	-	【新設】平成32年度	リサイクル率向上のため	びん・缶・ペットボトル手選別	平成31年度	かん 1.5 びん 4.0 ペット 2.0 (トン/5h)	-	大津市環境美化センター
	大津市	構型回転式	無	25(トン/日)	昭和58年12月	【廃止】平成34年度	施設の老朽化による廃止	-	-	-	-	大津市大津クリーンセンター再資源化施設
	大津市	構型回転式 びん・缶手選別	有	45(トン/日)	平成3年4月	【更新】平成34年度	リサイクル率向上のため	破碎施設	平成33年度	11.5t/日程度	-	大津市北部クリーンセンター
	大津市	-	-	-	-	【新設】平成32年度	リサイクル率向上のため	破碎施設	平成31年度	11.5t/日程度	-	大津市環境美化センター
	大津市	全連続燃焼・流動床式	有	180(トン/日)	昭和63年4月	【更新】平成35年度	エネルギー回収率向上のため	全連続燃焼・熱回収施設	平成34年度	175t/日程度	-	大津市環境美化センター
	大津市	全連続燃焼・ストーカ式	有	170(トン/日)	平成元年4月	【更新】平成35年度	エネルギー回収率向上のため	全連続燃焼・熱回収施設	平成34年度	175t/日程度	-	大津市北部クリーンセンター
	大津市	全連続燃焼・ストーカ式	無	75(トン/日)	昭和58年12月	【廃止】平成35年度	施設の老朽化による廃止	-	-	-	-	大津クリーンセンター

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料1)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状 下段 () : 総人口に対する割合						目 標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
総人口		338,751	340,339	341,489	342,343	342,031	342,369	平成35年度 337,500
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	317,512	319,743	324,642	326,286	326,663	326,749	324,093
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	93.7%	93.9%	95.1%	95.3%	95.5%	95.4%	96.0%
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	汚水衛生処理人口	984	981	972	950	954	954	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%
合 併 処 理 浄 化 槽	汚水衛生処理人口	7,530	7,276	4,074	4,000	3,994	3,964	3,929
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2.2%	2.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
未 処 理 人 口		12,725	12,339	11,801	11,107	10,420	10,702	9,478

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備 考
		基数	処理人口	開始年月	処理人口	
浄化槽設置整備事業	大津市	922	2,128	昭和63年4月	600	平成34年度

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名	規模	事業期間 交付期間	総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考
					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
○高効率ごみ発電等に関する事業					33,471,798	6,625,205	6,650,643	8,015,992	8,204,877	3,796,523	178,948	5,431,271	5,481,520	6,597,609	6,636,515	1,833,320	
	1	大津市	175 t	H29 H34	18,147,802	6,625,205	5,116,015	3,411,115	554,702	2,261,817	178,948	5,431,271	4,220,564	2,814,148	554,702	572,288	施工監理等 を含む
	3	大津市	175 t	H31 H34	15,323,986		1,534,628	4,604,477	7,650,175	1,534,706			1,260,956	3,783,461	6,281,813	1,261,032	施工監理等 を含む
○マテリアルリサイクル推進施設に関する事業					10,581,039	2,575,488	3,730,954	1,431,257	2,377,982	0	445,358	2,089,898	3,820,063	1,388,723	2,307,092	0	
	2	大津市	19 t	H30 H31	4,749,864		1,972,959	2,776,805				1,787,366	2,694,370				施工監理等 を含む
○浄化槽に関する事業					37,620	6,270	6,270	6,270	6,270	6,270	445,358	302,529	925,693	1,388,723	2,307,092		
	4	大津市	19 t	H29 H33	5,811,175	602,529	954,049	1,431,257	2,377,982			245,358	302,529	925,693	1,388,723	2,307,092	
○施設整備に関する計画支援					1,210	0	0	0	0	0	1,210	1,210	0	0	0	0	
	31	大津市	102 基	H29 H34	37,620	6,270	6,270	6,270	6,270	6,270	6,270	6,270	6,270	6,270	6,270	6,270	
○施設整備に関する計画支援					44,071,657	9,206,963	10,387,867	9,453,119	10,589,129	3,802,793	631,786	7,527,436	8,107,853	7,982,602	8,149,877	1,839,590	
	32	大津市		H29 H29							1,210						31に含む
合計					44,071,657	9,206,963	10,387,867	9,453,119	10,589,129	3,802,793	631,786	7,527,436	8,107,853	7,982,602	8,149,877	1,839,590	

※1 平成35年度以降の施設建設工事・支援事業については、次期循環型社会形成推進地域計画にて策定する予定である。

※2 平成28年度以前の支援事業については、前期循環型社会形成推進地域計画にて策定済み。

大津市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

事業名 : 表中赤一点線は施設整備に関する事業のうち交付対象外を示す
 事業名 : 現ごみ処理基本計画は平成32年度までであり、見直しされる場合がある。

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					
					開始	終了		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	各種持参運動の推進 容器包装ごみの減量推進	マイバッグを持参するなどしてレジ袋をもらわないようにすることにより、排出量を抑制する。	大津市	H29	H34		各種持参運動の推進				各種持参運動の推進	
	12	過剰包装お断り運動の推進	不必要な過剰包装を断るほか、個包装の商品の購入を控えるなど、包装の簡素化を推進することで、減量化意識を向上させる。	大津市	H29	H34		過剰包装お断り運動の推進				過剰包装お断り運動の推進	
	13	フードロス削減運動の推進	家庭系燃やせるごみ中の手付かずの食品について計画的購入やエコクッキングを啓発する。 なお、高齢化や単身世帯の増加により、今後食品ロス率が増えると見込まれるため、運動推進によりロス率を増やさないようにする。	大津市	H29	H34		フードロス削減運動の推進				フードロス削減運動の推進	
	14	リユースの推進	リユースセンター（現リサイクルセンター木戸）のリユース品譲り受け・譲り渡しコーナーの市内への出前を行い、物を大切にしようとする意識の向上を図る。	大津市	H29	H34		リユースの推進				リユースの推進	
	15	水切り運動の推進	家庭系ごみ（燃やせるごみ原単位）中の生ごみの水分を10%削減する。	大津市	H29	H34		水切り運動の推進				水切り運動の推進	
	16	集団資源回収の促進	燃やせるごみに含まれる古紙（主に雑がみ）を資源化することで、集団資源回収量を増やすことに努める。	大津市	H29	H34		集団資源回収の促進				集団資源回収の促進	
	17	店頭回収の推進	市民への周知啓発を充実して紙パック・牛乳パック、発泡トレイを店頭回収へ誘導する。	大津市	H29	H34		店頭回収の推進				店頭回収の推進	
	18	拠点回収の拡充 店頭回収の推進	燃やせないごみに含まれる電球・蛍光灯を店頭回収にて資源化する。	大津市	H29	H34		拠点回収の拡充、及び、店頭回収の推進				拠点回収の拡充、及び、店頭回収の推進	
	19	イベント回収の実施	イベント等の会場にて古着の回収を行うことで、燃やせるごみから資源ごみへと移行させる。	大津市	H29	H34		イベント回収の実施				イベント回収の実施	
	20	小型家電製品の宅配回収	燃やせないごみに含まれる小型家電製品を民間の宅配収集サービスの活用等により資源化する。	大津市	H29	H34		小型家電製品の宅配回収				小型家電製品の宅配回収	
	21	多量排出者事業者に対する減量計画の徹底	多量排出事業者への指導を拡充し、事業系ごみの削減を図る。	大津市	H29	H34		多量排出者事業者に対する減量計画の徹底				多量排出者事業者に対する減量計画の徹底	
	22	生ごみ減量化の推進	事業所から排出される厨芥類について、自家処理及び食品廃棄物の再生利用の協力を求める。	大津市	H29	H34		生ごみ減量化の推進				生ごみ減量化の推進	
	23	生活排水対策	家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、適正な浄化槽の維持管理について広報活動の強化を図る。	大津市	H29	H34		適正な浄化槽の維持管理について広報活動強化				適正な浄化槽の維持管理について広報活動強化	
処理施設の整備に関するもの	1	大津市環境美化センター（高効率ごみ発電施設）の整備事業	大津市環境美化センター（高効率ごみ発電施設）の整備を進める。	大津市	H29	H34	○	建設工事					
	2	大津市環境美化センター（リサイクル施設）の整備事業	大津市環境美化センター（リサイクル施設）の整備を進める。	大津市	H30	H31	○	建設工事					
	3	大津市北部クリーンセンター（高効率ごみ発電施設）の整備事業	大津市北部クリーンセンター（高効率ごみ発電施設）の整備を進める。	大津市	H31	H34	○	建設工事					
	4	大津市北部クリーンセンター（リサイクル施設）の整備事業	大津市北部クリーンセンター（リサイクル施設）の整備を進める。	大津市	H29	H33	○	造成工事		建設工事			
	5	浄化槽設置整備事業	下水道計画区域外等の地域に対して、浄化槽の整備を進める。	大津市	H29	H34	○	浄化槽整備					

大津市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

事業名 : 表中赤一点線は施設整備に関する事業のうち交付対象外を示す
 事業名 : 現ごみ処理基本計画は平成32年度までであり、見直しされる場合がある。

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業計画						
					開始	終了		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	環境美化センター整備事業に係る事業者選定のための発注支援	事業者選定に係る発注支援を行う。	大津市	H 2 9	H 2 9	○	発注支援						
	32	北部クリーンセンター整備事業に係る事業者選定のための発注支援	事業者選定に係る発注支援を行う。	大津市	H 2 9	H 2 9	○							
その他	41	分別の徹底と啓発強化	分別の徹底により、燃やせるごみから資源ごみへ移行させる。(チラシ・折込広告、雑誌、カタログ・パンフレット、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、透明・茶色ガラスびん、スチール缶)	大津市	H 1 6	H 3 4		分別の徹底と啓発強化				分別の徹底と啓発強化		
	42	持ち去り業者対策の強化	職員による巡回パトロールを行うほか、地域住民による監視やパトロールと連携して指導を行い、地域からの持ち去り業者排除を推進する。	大津市	H 2 9	H 3 4		持ち去り業者対策の強化				持ち去り業者対策の強化		
	43	不適正排出の排除 産業廃棄物の排除	事業所から出る一般廃棄物の展開調査を実施し、不適正排出の排除及び産業廃棄物の排除を行う。	大津市	H 2 9	H 3 4		不適正排出の排除、産業廃棄物の排除				不適正排出の排除、産業廃棄物の排除		
	44	不法投棄対策の徹底	不法投棄のパトロールや各種調査データの検証を元に、監視体制を整備する一方で、早期発見による再発防止のため、ごみ分別アプリによる通報機能の活用を努める	大津市	H 2 9	H 3 4		不法投棄対策の徹底				不法投棄対策の徹底		
	45	災害廃棄物の処理	災害時に発生する廃棄物の処理や、災害によるごみ処理施設の被災などに備えて、近隣自治体との連携体制を構築するとともに、大規模災害時に多量に発生することが想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を整備する。	大津市	H 2 9	H 3 4		災害廃棄物処理体制の検討・整備				災害廃棄物処理体制の 検討・整備		

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	大津市
(2) 施設名称	大津市環境美化センター
(3) 工期	平成30年度～平成31年度
(4) 施設規模	処理能力 19 t /日
(5) 処理方式	破碎、選別、減容、保管等
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、再生利用の推進、資源回収、有効利用の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の 有無	有 無
「廃棄物原材料化施設」を整備する場合	
(8) 生成する原材料及びその 利用計画	—
「ごみ固形化燃料施設」を整備する場合	
(9) 固形燃料の利用計画	—
「ストックヤード」を整備する場合	
(10) ストック対象物	—
「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合	
(11) 容器包装リサイクル推 進施設の内訳	—
(12) 事業計画額	4,749,864千円

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	大津市
(2) 施設名称	大津市北部クリーンセンター
(3) 工期	平成29年度～平成33年度
(4) 施設規模	処理能力 19 t /日
(5) 処理方式	破碎、選別、減容、保管等
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、再生利用の推進、資源回収、有効利用の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の 有無	有 (無)
「廃棄物原材料化施設」を整備する場合	
(8) 生成する原材料及びその 利用計画	—
「ごみ固形化燃料施設」を整備する場合	
(9) 固形燃料の利用計画	—
「ストックヤード」を整備する場合	
(10) ストック対象物	—
「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合	
(11) 容器包装リサイクル推 進施設の内訳	—
(12) 事業計画額	5,811,175千円

施設概要（高効率ごみ発電施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	大津市		
(2) 施設名称	大津市環境美化センター		
(3) 工期	平成29年度～平成34年度		
(4) 施設規模	処理能力 175 t / 日 (87.5 t / 日 × 2炉) 程度		
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式		
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無	有 (発電効率)	} 15.5%以上 ・ 無 ・ 無
	2. 熱回収の有無	有 (熱回収率)	
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、高効率ごみ発電の推進		
(8) 廃焼却施設解体工場の有無	有 無		
「灰溶融設備」を整備する場合			
(9) スラグの利用計画	—		
「高効率原燃料回収施設」を整備する場合			
(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率	— Nm ³ /日	
	2. 発生ガス量	— Nm ³ /日	
(11) 回収ガスの利用計画	—		
(12) 事業計画額	18,147,802千円		

施設概要（高効率ごみ発電施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	大津市		
(2) 施設名称	大津市北部クリーンセンター		
(3) 工期	平成31年度～平成34年度		
(4) 施設規模	処理能力 175 t/日 (87.5 t/日×2炉) 程度		
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式		
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 (発電効率)	} 15.5%以上 ・ 無 ・ 無
	2. 熱回収の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 (熱回収率)	
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、高効率ごみ発電の推進		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有		<input checked="" type="radio"/> 無
「灰溶融設備」を整備する場合			
(9) スラグの利用計画	—		
「高効率原燃料回収施設」を整備する場合			
(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率	— Nm ³ /日	
	2. 発生ガス量	— Nm ³ /日	
(11) 回収ガスの利用計画	—		
(12) 事業計画額	15,323,986千円		

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	大津市
(2) 整備計画の方針	下水道整備計画区域外及び下水道計画区域であっても整備まで7年以上かかる地域について、浄化槽設置整備を推進する。
(3) 事業の実施目的及び内容	平成34年度において、生活排水処理率97.2%を目指す。
(4) 設置整備事業の整備計画	有 (平成29年度～平成34年度)
(5) 浄化槽整備状況 (実使用人口で記入)	平成34年度整備計画人口/全体整備計画人口(%) 100.0% (2,728人 ÷ 2,728人 = 100.0%) 平成26年度までの整備人口/全体整備計画人口(%) 78.0% (2,128人 ÷ 2,728人 = 78.0%)
(6) 具体的な整備計画	総事業費 37,620 千円 (整備計画人口 600 人分) 選定額 37,620 千円 所要額 12,540 千円

交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳）

※個人設置型と市町村設置型とを明記し、双方の整備がある場合は、表を分けて記載のこと。

事業区分	個人設置型（浄化槽設置整備事業）	（単位：千円）		
人槽区分	交付金対象基数（ 600 人分）	基準額	対象経費支出予定額	選定額
5人槽	66 基 (330 人分)	21,912	21,912	21,912
6～7人槽	30 基 (210 人分)	12,420	12,420	12,420
8～10人槽	6 基 (60 人分)	3,288	3,288	3,288
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
合計	102 基 (600 人分)	37,620	37,620	37,620

計 画 支 援 概 要

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	大津市				
(2) 事業目的	リサイクル施設・高効率ごみ発電施設（環境美化センター）整備のため				
(3) 事業名称	環境美化センター整備事業に係る事業者選定のための発注支援				
(4) 事業期間	平成29年度				
(5) 事業概要	事業者選定に係る発注支援を行う。				
(6) 事業計画額	1,210千円				

(1) 事業主体名	大津市				
(2) 事業目的	リサイクル施設・高効率ごみ発電施設（北部クリーンセンター）整備のため				
(3) 事業名称	北部クリーンセンター整備事業に係る事業者選定のための発注支援				
(4) 事業期間	平成29年度				
(5) 事業概要	事業者選定に係る発注支援を行う。				
(6) 事業計画額	環境美化センター整備事業に係る事業者選定のための発注支援に含む。				